

総務常任委員会

平成15年3月14日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎野呂 民平 ○萬里川美代子 森河 昌之
山本 直子 松田 正 小野議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
収 入 役 中野 秀樹 教 育 長 栗本 裕美
総 務 部 長 植村 哲男 総 務 課 長 西本 喜一
同 参 事 吉田 昌敬 同課長補佐 乾 善亮
同課長補佐 清水 修一 企画財政課長 池田 善紀
企画財政課参事 野口 英治 同課長補佐 山崎 善之
同課長補佐 西巻 昭男 税 務 課 長 植嶋 滋継
同課長補佐 勝真 基好 同課長補佐 黒崎 益範
教委総務課長 清水 建也 同課長補佐 吉村 三郎
生涯学習課長 水田 美文 同課長補佐 加藤 保幸
同 技 師 荒木
会 計 室 長 阪野 輝男 監 査 書 記 藤原 伸宏

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
始めに、町長の挨拶をお受けいたします。町長

町 長 （ あいさつ ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、萬里川委員、森河委員のお二人を指名いたします。
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
まず、初めに本会議からの付託議案であります、
議案第3号、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてを
議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政 課長 （議案書朗読、要旨により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決
することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号、斑鳩町行政組織条例の一
部を改正する条例については当委員会として満場一致で可決すべきも
のと決しました。
次に、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償
及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とい

たします。理事者の説明を求めます。

総務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第4号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決

することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第5号、特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については当委員
会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関
する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者
の説明を求めます。

総務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第6号、教育長の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については当委
員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

議案第12号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)に
ついてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政 (議案書朗読、補正予算書により説明)

課長

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第12号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第3号、有害紫外線から子供たちを守るための教育的措置を求める陳情書についてを議題といたします。

この陳情書について、事務局長より朗読をしていただきます。

事務局長

(陳情書朗読)

委員長

朗読が終わりました。本件については教育委員会にも同様の陳情書が提出されているようですので、理事者側より説明することがあれば求めたいと思います。

教委総務
課長

ただ今委員長からご紹介いただきましたように、同様の陳情が出ております。このことについて昨日開催されました教育委員会でいろいろ協議をいただいております。その結果、基本的な考え方につきましてご報告を申し上げるということで説明に変えさせていただきます。要望個々に説明するというよりも基本的な考え方ということでご

理解いただきたいと思いをします。

基本的に紫外線の被害そのものにつきましては、未だに文部科学省あるいは厚生労働省、あるいは環境省におけます見解といたしましては、紫外線による被害についてはまだ特に子供が日光を避けた方がいいという医学的な定説がないということで、特別な指導はしていないという状況でございます。しかしながら、こういった陳情もございませし、いろいろな説がある中で、保護者の方々がこういったことに不安を抱いておられるという現状を鑑みの中では、教育委員会としてもできるだけことはしていく必要はあるだろうととりまとめをさせていただいている所でございます。

そういったことで、個々に申し上げるのは省略させていただきますが、1番目2番目の学校等におけます指導等につきましては、教育委員会といたしましても積極的にはできる状況にはないということがございますけれど、子供たちが総合的な学習あるいは調べ学習の中でオゾン層の状況でありますとか、フロンガスの大気に及ぼす影響等につきまして、いろんなことを調べてといく過程におきまして、こうした紫外線の被害等につきましても当然のことながら学習していただくというふうに考えています。そういったことにつきましても決して妨げるものではありません。子供たちの自由な学習の中でいろんな理論が出てくる中でそういったことも必然的に学んでいっていただくという考え方でおります。後の施設等につきましてはできる範囲の予算の中でできる限りの対応はしていきたいと考えておりますし、保護者の要望にもできる限りお応えしていきたいという立場でございます。

委員長 説明をお受けしましたが、この陳情書についての意見、質疑があればお願いします。

山本委員 今教育委員会の中でお話になられた内容をご紹介いただいたのかなと思うのですが、私が思うに、逆さまと違うかなと思うことがあって、というのは、確かにおっしゃられている意味は解らないわけではなく

て、様々な国の関係省庁の中で公的な見解が出されていないということ踏まえての昨日の教育委員会の発言なんだろうと思うのです。でも、陳情を出されているのは斑鳩町の教育委員会に出されているというふうに思うので、その辺から言えば公的な見解はともかくとして、私は斑鳩町の教育委員会として基本的にお調べいただくのが基本的な筋なのではないかなと思うのです。でないと、これまでも様々な環境の問題とか公害の問題とか、歴史の経過の中で公的な省庁が基本的に指導してきた歴史は少ないじゃないですか。どちらかと言えばほとんどの場合は住民の皆さんの声や生活されている皆さんの声を受けて、その中でようやく重い腰を上げてきているというのが行政の姿勢ではないですか。ですから私はそういう立場に立って教育委員会がお話し合いをされるということについては、内容はともかく、私は違うのではないかという気がするので、それを意見として申し上げておきたいと思う。確かにおっしゃられている意味はよく解りますし、法的には医学的な根拠も含めて出ていないということは、出そうになってきているというふうに理解しましたが、それが解らないわけではないのですが、今課長のご説明の中では、しかし不安を感じておられる保護者があるということでおっしゃっていただいているので、その辺の気持ちは分からないわけではないのですが、それは私は違うのではないかという気がします。こんな言い方をして申し訳ないのですが、これまでの環境政策、あるいは公害問題の歴史の中から言っても違うのではないかという気がするので、私はそのように思います。

教育長

今山本委員さんがおっしゃっていただいているように町としても紫外線を無視するというだけでなく、予算委員会でも申し上げていますように、町民プールの中でそういう日陰を作っていくということで、覆いを作る予算を今年計上させていただいております。学校につきましてもプールの水面の上まで覆いをするということは出来ませんけれど、子供たちがプールサイドに上がったときに、日陰のあるようなということで、テントをプールサイドへ設置していくと。これは仮設テ

ントなんですけれど、そのように作っていく。ただし、強度とかいろんな条件がありますので、相当強固に止めておかなければならないということがあります。そうしたものが可能なのかどうかということも施設面で検討し、子供たちに事故のないような方法でしていかなければならないというように思っております。おっしゃっていただいているように、確かに紫外線というのは今文部科学省の方でも具体的に対応策は立てられていません。今課長が申しあげましたのは、学校教育の中で指導するよという要望がございますが、これは学校は義務教育の中で教育課程の中で決められた指導要綱の中で子供たちに指導していくということでございます。そうした保健体育、あるいは保健の中で、そうした身体の成長とか、あるいは紫外線の問題が出てくるかと思えます。そうしたものについてはしっかりと教えていく。あるいは総合学習の中で、自分たちが公害についていろいろ最近勉強しておりますので、先日もエコクラブが佐世保の方に行って発表するという中で、紫外線のことについて発表したいという子供もおります。そうした中で十分学校の中でも取り組んでおりますので、決してこの問題について放置しているということではございません。施設についても出来る範囲内で子供たちの教育管理をしていきたいと考えております。

松田委員 僕はこの問題、委員長から指摘があったら、事務担当者が答えるより先に教育長が教育委員会の姿勢としてきちっとして方針を述べるべきだと思うのです。ところがそういう姿勢をとらずにいるということについては、この問題などについては認識が教育委員会としてどうとっているのか鮮明にしていなと思う。今お聞きしますと、学校依存の問題で今ご答弁なさっていると思うのです。何のために教育委員会があるのか。何のために各市町村でそういう体制がとられているのか、ということについては戦後の大きな転換ですよ。いわゆる国が言うからという関係でずっと上意下達方式でそのまま推移させるという関係と、それぞれの地域の特徴、それぞれの考え方で実質的に教育の

分野というものを広げていく、そういう独立性というものを認めているわけでしょう。そのために教育委員会があるのでしょうか。そしたら教育委員会はそれぞれの町の地域の実態に即応した体制の中での教育方針を立てていくことになるわけでしょう。もちろん基本は教育基本法ですよ。だから僕はそういう意味から言いますと、今言われる関係でも教育委員会の基本的な姿勢というのが出ていないと思うのです。学校にお任せという関係で言っている。僕はそれがこの趣旨の受け止め方として不十分ではないかという感じがする。少なくとも教育委員会がこの種の問題について深い関心を持って、それぞれに具体的に対応できるものについては対応しようとお答えになっているのですけれどもそれらをそういう関係できちっと言ってもらった方が誤解がなくていいのではないかと思うのです。しかもその提案者の関係で保護者と言われるけれど、保護者という関係で出されているものでもないわけですね。いわゆるこのネットワーク「地球村」斑鳩代表という関係で出ている。今日的な地球環境の汚染という面で、政府もいろんな面に取り組んでいますけれども、この関係について一体どう対応すべきかという視点からの指摘でもあるような気がするのです。

今回の陳情書の特徴として言われる面は、取り組むべき課題は具体的に言っておいでになると思う。そして具体的に問題提起しているという関係ですね。抽象的にいろいろ言っているよりも、そういうことが特徴だと思います。そういう意味からいくと、もう少し教育委員会としての基本的な姿勢というのをきちっと打ち出していくべきだろうと思う。その意味では説明を聞いている限りでは受け止め方として不十分ではないかなという感じがします。

この問題については教育委員会にも提起されて、教育委員会でいろいろご議論なさっているようでありますから十分でしょうけれど、冒頭申し上げましたように、基本的な姿勢をもう一度教育委員会で確認して教育委員会としてどう取り組んでいくかという姿勢をきちっとしてほしいと思う。

私はこの陳情書の取り扱いについては、委員会としてはこの陳情書

の趣旨というものについて十分理解が出来るのです。ですから陳情書の趣旨を踏まえて実施可能な事項については積極的に対応していくべきだろうと、なおかつ内容的に具体的に検討しなければならない問題などについては謙虚に誠意を持って具体的に検討する。そして実施できるものから実施していくという姿勢というものがあっていいだろうし、そのように委員会としては求めていいのではないかと思うのです。ですから私は陳情書の趣旨を踏まえて、実施可能なものについては積極的に取り組んで、検討を要する事項については謙虚に真摯に検討をして、具体的に努力されるように町長並びに教育長に委員会として要請するという事で、最終的に委員長諮りしてもらって本会議で報告して、本会議でこれが通れば議会としてそういう措置を町長に要請する。ということが陳情書の取り扱いとしてはいいのではないかとこのような感じをしています。陳情書については採択をして、今申し上げましたような要請をするということでお含みいただいてはどうかと思います。

萬里川委員

母子健康手帳から日光浴という文字が削除されたということで、私たちは有害紫外線にかかわっては気をつけていかないかと、そのためには環境問題等に気を付けて取り組まれてきていると思うのです。斑鳩町においても、フロンガスの回収も含まれておるわけですから、私は裏面の部分にかかわって、今斑鳩高校が春の選抜野球に出場する。皆さんが支援して応援しようという関わりの中で、では高校野球をしている人たちはグラウンドで暑い中・・・子供は外で元気で運動なり遊びなりしていただきたいという思いがあるのです。私は斑鳩町だけでなくこの施策は国がもっと地球環境を守りながらやっていかなあかんことだろうと思う。それがうまくいけば、別に紫外線カットするためにフィルム張ったり、日焼け止めクリームを塗らなくていいようにしなくてはならない。この部分的に直していくのではなくて、大きな分野でオゾン層破壊を止めることが子供たちに安心して運動場で遊ばせるようになるだろうと思います。窓ガラスの厚さが5ミリ以上という

ことになる、全体的にそれが貼られるようになる、とすごく重たくなる。そしたら紫外線カットフィルムを貼るというのは、私は外から見たら暗い室ではなかろうかというような、そういう子供の明るさ元気が失われていくような気がするのです。抜本的な改革をしない限りこういうことをしても解決は難しいと思う。心配されている保護者がおられるからこういうことが出てきている。だけどこれをする前にもっと考えていかなければいけないことがもっとあると思う。まず日光浴ということさえも今は出来ないのかどうか、お解りになられていたら教えていただきたいと思う。

教委総務課長　ただ今のご質問の趣旨は、母子健康手帳から日光浴という文字が消えたことについてということでお答えさせていただきます。

実はこのことにつきましても調べさせていただいたのですが、母子健康手帳が改定されたのは平成10年7月1日施行による一部改正でございまして、最終的には11年の3月31日までが従前の様式でございましたが、それ以降については新しい母子健康手帳を交付しているというものでございます。その中で、日光浴についての質問の項目が削除されたということでございますけれども、この一部改正につきましては中央児童福祉審議会母子保健部会というところで、そういった母子健康手帳の改正についていろいろ検討されたという経過がございます。その中で日光浴についての項目の改正の趣旨というのが、次のように表せています。「現行では母子健康手帳の中に日光浴に関する記述がなされているが、近年紫外線による皮膚等への影響が問題となっており、その一方では日光の下で子供を伸び伸びと遊ばせる教育方針のネックともなることから、総合的な議論をする必要がある。」というのが改正の趣旨であります。その中でそれまでは、「外気浴や日光浴をしていますか」という生後3か月、4か月の育児手帳の中に質問項目があって、その質問の項目の1つです。その改正は、「外気浴をしていますか」のみにされております。そういうことでございます。

萬里川委員 その質問の内容からしたら、日光浴という名前を出してはいけないということなのではないでしょうか。

教委総務課長 いけないというよりも、この改正の趣旨を読ませてもらう限りで理解できるのは、一方では紫外線による皮膚等の影響が問題となっていますよと、もう一方では日光の下で子供を遊ばせるという教育方針のメリットがまだあるやないかと。そういう中で、総合的な議論をする必要があるということも母子保健部会が言っていると、その中でそういった配慮の中でことさら日光浴をこのまま載せておくのはどうかという判断があったのではないかなと、これは推測の域を出ないですけども、そういったことで削除されたのではないかなと考えています。

萬里川委員 私たちがビタミンDということにかかわっては、日光浴をして初めてビタミンDが出来るんだと教わったのですが、要するに私は反対ではありませんけれど、部分的解消をしても私は完全な解決にならないと思っておりますし、斑鳩町にこれを出されたから斑鳩町にかかわって努力をしなければあかんことですけど、斑鳩町は斑鳩町なりに今までも努力されてきた。長時間にわたって日光浴をされる方は少なくなりましたが、小さいお子さんが成長期になって、長時間ではないわずか20分くらいのそういう部分にかかわっては日光浴は子供の成長としては必要なものだろうと思っっている中で、すべてテントの中に入れたり、フィルムを貼って紫外線をカットする。座席にかかわっては今までも学校の現場でされてきたと思うのです。紫外線に関係なくとも席替えは配慮されてきたはずなんです。私はこれら陳情項目が余りにも細かく書きすぎていてどうなのかなという気がする。全てをやるのではなく、保護者から要請があれば許可するという配慮は大事だと思う。その辺はもっと研究をしていただきたいと思います。

委員長 このくらいにつきましては、最近ここ数年紫外線の公害について、

世界的に論議されてきている問題だと思う。前にテレビで見ましたら、オーストラリアは非常に厳しくやっていると、たれ付き帽子なんかも必ずかぶっている。このような厳しい措置をとっています。日本ではまだ、特に女性は日焼け止めクリームを塗ったり防御策を講じているわけですが、何れにいたしましても、非常に心配な人と気にしていない人、日本ではまだ十分論議が尽くされていないところがあって、受け取り方のニュアンスがそれぞれ違うように思う。今日はこの取り扱いをどうするかということを決めていかなあかんと思いますので、休憩をさせていただいてご相談申し上げたいと思います。

暫時休憩します。（午前9時55分）

委員長 再開いたします。（午前10時22分）

それでは大分論議いたしましたので、本陳情書については、陳情書の趣旨を踏まえて、実施可能な事項については積極的に取り組み、検討を要する事項については誠意を持って検討し、具体的実施への努力をされるよう、町長、教育長に要請する。ということで、本陳情書の趣旨を採択いたします。ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは当委員会としてはこういう取りまとめにしておきます。

続きまして、継続審査案件であります、藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習課長 史跡藤ノ木古墳の整備に関しましては、前回の委員会で申し上げておりますように、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を今月の17日に予定しております。整備基本計画書の見直し案についてご検討いただき、その結果を踏まえ改訂版を作成したいと考えております。これにつきましては議会の委員会にもご報告したいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

萬里川委員 内容的には質問はないのですが、この委員会がある前にその検討委員会というものを持たれないのか、いつもこの後に持ちますと言って、その直後の報告が聞けないということで、今後日程的な関わりで総務常任委員会に報告される前に検討委員会を持っていただきたいことをお願いしておきます。要請です。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。
次に、各課の報告事項に関することについて、報告を受けます。
はじめに、（１）平成１５年度の地方税制改正について報告を求めます。

税務課長 （別紙１により説明）
今回の地方税制の改正であります。３月末に可決されることが予想されております。３月末から実施される土地税制の関係につきましては、町長専決処分に対応させていただきたいと考えております。
また、個人住民税、たばこ税につきましては１５年に条例改定させていただきたいと考えております。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

森河委員 たばこ税のところでお尋ねしておきたいのですが、町・県・国を足しての１０００本に対する税金が入るということですか。

税務課税 今の質問の通りでございます。たばこ税につきましては１箱当たり２０円くらいの値上げになるということです。

松田委員 今説明している町税制の改正というのはすぐに実施するものではないのですね。3月末で国会が決まったからという動きのものがあるのですが、これは全てそうではないのですね。それ以降のもので事前説明してくれていると受け止めてよろしいですか。

税務課長 今回の改正ですが、個人住民税の関係は16年度から、たばこ税は7月1日から、土地の税制に関しましては4月1日から実施いただくということになると思います。それにつきましては専決でお願いしたいと思います。

松田委員 どうも解りにくいので、もう少し整理してくれませんか。

税務課長 土地税制の関係で負担調整の実施がございます。これにつきましては、4月1日から実施になります。そして保有税の関係につきましても4月1日からの実施になるものでございます。

松田委員 ここで説明しているということはどういうことを言っているのか。何時も言っているように専決処分になるということをやっているの、そうではないでしょう。言い方が解らない。

税務課長 今回出させていただいているのは、今年の税制改革の全般の分について報告させていただいています。その中で土地税制の関係の分については専決処分になるというものでございます。

松田委員 その内容というのは不親切だと思う。

委員長 法的にはこの国会に通しているのでしょうか。

税務課長 法的には今国会で最終的には可決されるというようにされていま

す。その中で時期だけがずれているということです。

委員長 もう一度施行時期について順番に言ってもらえますか。

税務課長 まず個人住民税の関係ですが、1番目と2番目につきましては16年度の所得から17年度に実施されるものであります。それと土地税制でございますが、負担調整の問題と宅地と農地について、それから都市計画税、保有税の関係につきましては4月1日から実施されるものであります。たばこ税につきましては7月1日から実施されるものであります。

松田委員 今までの説明と違う言い方をしているから解りづらい。1つは3月末でいわゆる専決処分をしなければならない状況はこうなりますという関係ですね、それができるのは土地の関係でしょう。これは何も書かずに何も説明せずにこのまま行ってしまおうとしているけれど、土地保有税の関係というのは専決処分になるのでしょうか。専決処分になるからと言っておかないといけないと思う。問題は実施時期の関係で議会の手続きの関係があって説明しているのでしょうか。ところが議会の手続きの関係を全然言わずに説明しているからわからんと言っている。

総務部長 全体は平成15年度税制改革についてどういった内容があったかという説明でございまして、そうした中で専決をさせていただく4月以降の分については3月までに専決処分させていただいて、5月に開催されます臨時会に報告させていただきます。それ以外の関係については6月議会以降の中で議会と相談させてもらいながら上程させていただくという内容のものでございます。

委員長 次に、(2)斑鳩小学校民俗資料室の一般開放について報告を求めます。

教委総務
課長

皆さんにも既にご案内のとおり、斑鳩小学校民族資料室は斑鳩小学校の児童に対しての歴史教材としてだけではございませんで、住民の方々にも開放しているところでございます。その開放日につきましては、従来第2、第4の土曜日と第2、第4の日曜日、そして祝祭日に開放することとしておりました。その利用実態を調べてみますと、そのほとんどが土曜日に見学されるという状況がございます。特に学校週5日制が完全実施されました昭和14年度の実績、12月末現在でございますが、約8割が土曜日に集中しているという状況でありました。今後もこの傾向が続くのではないかと考えています。

そこで、こうした実態を基にいたしまして、学校の施設管理上の課題、安全管理面でありますとか、施設の有効利用の面でありますとか、予算執行の効率化等々の課題とその利用実態とを合わせて検討いたしました結果、本年4月1日からでございますが、土曜日の開放日を第2第4だけでなく、全ての土曜日を開放するという事で拡大させていただき、その代わりといたしまして、従来第2第4の日曜日及び祝祭日については休止させていただきものでございます。

このことは当然規則で定められているものでございますので、その規則の改正につきましては先般2月の教育委員会でご承認をいただいているところでございます。このことにかかります町民の皆さんへの周知につきましては、4月の町広報並びに民族資料室の掲示等々で行う予定でございます。

なお、先般開催していただきました予算審査特別委員会でこのことにつきまして、旅行者のためにも日曜日も従来どおり開館すべきではないかというご意見をお伺いしているところではございますけれど、そのことにつきましては今後の検討の課題といたしたいと考えておりますのでよろしくご理解いただきますようお願いいたします。

委員長

報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

萬里川委員	日曜日祝祭日はどれだけの人が来られるのですか。
教委総務課長	ここにデータがありますのは、平成10年度から平成14年度の12月末までですが、平均いたしますと日曜日は16%位になると思います。因みに1日あたりの入館数でいいますと、1人に満たない数字になります。
委員長	次に(3)史跡中宮寺跡の整備計画についての報告を求めます。
生涯学習課長	(資料2「史跡中宮寺跡整備基本構想」により説明)
委員長	報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。
松田委員	この基本構想はどこでまとめられたのですか。
生涯学習課長	この基本構想につきましては斑鳩町の我々で考えさせていただいたところです。
松田委員	そして、具体化にあたって整備検討委員会を設置するというのですが、整備検討委員会は専門家などを入れて検討していくという、それは基本構想の段階で必要はなかったのですか。
生涯学習課長	まず基本構想につきましては、斑鳩町の方針という考えもありますけれど、斑鳩町の構想がありますので、われわれ事務単位で考えていく1つの方向付けを示させていただいたということでございます。
松田委員	基本構想そのものが案もなくできあがってしまっているという関係ですね。そういうことでいいのかどうか。少なくとも今年度から3か

年計画で用地取得をするという関係があつて、予算審査の段階でも構想を明らかにして、こういう関係について質問して、その時にこれは恐らく出来てたのだらうと思う。そういうときにこの関係を全然言わずに今日これが出てきたわけですね。これはどういうことなんですか。予算委員会の時は、こういう構想が出来ているという関係については発表することを差し控えた方がいいということだったのですか。

教育長

この構想については予算委員会の段階で最終の詰めをしておりました。その中で資料作成という最後の詰めが出来ておらなかったのも、早期に提示させていただくということで申し上げていたと思うのですが、それが数日で完成したものが出来るのかというようなことがあるのですが、町としても最後の詰めの所で確かに甘く見ていたというところがございます。見直し等検討をさせていただいたわけでありまして。

基本構想につきましては、県並びに文化庁ともこういった公園の整備についていろいろ協議してまいりまして、こういった形で町の職員でまとめさせていただいております。

なお、公有化いたします中で、買収したところから調査したらどうかというご意見をいただいておりますので、買収できたところからそうした調査を実施いたします。その結果、埋葬されているようでございますので、今日までに発掘調査した中で解らなかつた部分が新たに発見されたとき公園整備が必要なのか、あるいはまた位置的に考えているところが可能なのかどうかということも出てくるわけです。そうした調査をしながら検討委員会でこの構想の具現化に向けて、皆さん方のご意見を賜りながら公園整備をしていきたいというように考えています。

今松田委員がおっしゃるように、まだこれから変わる案ではないのかというご意見もあるかと思いますが、町としてやはり文化庁と協議する中でこうしたものも必要であるということから、町の構想としてまとめさせていただいたものであります。

松田委員

どうも解らないのですが、構想が出ていながら今後の調査の結果によったら、変わるということをしているわけですね。そうすると絵に描いたものだけということですね。そうするとなぜ3年計画なのか。私は整備していくことには反対でない、賛成なんです。ところが皆さんはこれまで検討したとか、文化庁に直接お会いしたとかいうことを言って、この構想というものはこれからの調査で変わってきて、具体化するについて検討委員会を開くのですね。同じようなことをやっているか解りませんが、藤ノ木の関係についての反省はないのかと言いたいのです。藤ノ木の関係でも構想を立てている。その反省というのは用地取得を先に全部してしまったら進んでいくと思いますが、藤ノ木の場合は構想を立てたけれども、計画そのものが先送りになっているでしょう。そういう関係と同じ轍を踏んでいるような気がして仕方がないのです。これは担当者だけでやって、町民には知らされない、議会にさえも知らされていないということで、ある日突然ポンと出てしまう。それまで幾ら聞いてみても具体的なこの整備の構想が示されなかったわけですね。なぜそうなるのかと思うのです。私は不可解で仕方がないのです。用地取得をするのは結構です。取得した後一体どうするのか。判断なく計画が具体的に進んでいけるような関係が必要と違うかということ指摘したのはそこにあるのですけれども。そして今度出たのですが、出たことは悪いとは言いませんが、ここまでできてするのであればできると思う。なぜそれをしなかったのか。そういう取り組みでいいのかと。予算は予算、そしてこの構想そのものについてもまったく別の所だと、そして今度検討委員会をやると、いうふうにチグハグなやり方に思われて仕方がない。

くどいようですが藤ノ木の場合でも資料館とか言って、その後宅地化された時点でみんな変わってしまいましたね、当時の関係と周辺の状況が。だから今度もどのようなものになるのか、たとえば資料館はどの程度の規模になるのか、駐車場を取ったら資料館の建設の場所がスペース的に難しくなるとか、いろんなことで変わってしまう。そういうふうなことでいいのかという気がするのです。我々の立場は

そんなものでよろしいのですかな。

町 長

今おっしゃっていただくように、確かに県あるいは文化庁等の協議をしていく、そういう中では国が8割、県が1割という補助金をいただきながら史跡を買い上げて行くわけですから、ある程度そういうものは全体的な総枠というものを考えていかなかったらいけない。

藤ノ木の関係にしても、結局その手法が最初から国、県に申請しても、突然開いてしまった。

そしたら国が乗っかかってきて、国はこれは・・・

しかしこの頃になったら、検討委員会でもいろんなご指摘ご意見はいただくけれども、後は町が国と折衝せよということですから、財源的な問題等がございます。

松田委員がおっしゃっていただくように、皆さん関心を持っていただけますから、我々は手法というのを皆さん方と協議しながら進めていくのですけれど、確かに計画が順調にそのまま行けば間違いはないのですけれど、やっぱりできるだけ我々としては保存していくということについては町民に約束しておりますから努力はしております。ただ中宮寺史跡の問題等についても、第2次が確定して、県あるいは文化庁がそういう中で斑鳩町の場合に3か年で早めた方が国としても将来的にいいのではないかとということでございますし、いろいろな点について松田委員からご心配いただく関係等について総務委員会の中でもそういうことの話が出てきていないということに我々は反省しなければいけませんけれども、そういうことを踏まえて今ご指摘いただいている部分についてはそういうものを十二分に慎重に取り組んでいくことが、また地域の方々の協力ご理解をいただくことがベターだと思っております。

委員長

ただ不満な気持ちがありますのは、先週に関係する予算の審議をして、その段階で指摘をしているのにかかわらず、こういったことについては皆さん言及してくれないで、来週に総務委員会に出すのだから

言わないで、今日突然出して構想だという関係で扱われることについて、そんなものかな我々にとってはと思うのです。そして今度具体化していくのは検討委員会で云々と、しかもそれは藤ノ木とほぼ同じような構成になると思います、専門家を入れての。そうなる我々はもう関係ない、結果の報告を聞くだけということになる。そういうことでワーワー言っても、結局別の所で決まっていく。我々は促進することについては意見を聞き入れてくれるけれども、具体的に何をいろいろ言っても全然聞いてもらえません、という格好になっているやないかということをお願いしたいわけです。本当にこれでいいのかどうか。しかも今度の予算の中でも非常に大きなウェートを占めているわけでしょう、この計画の用地取得について。具体的実施については積極的に推進していくことについては何も異論はないということだけ申し上げておきます。後のことは遠慮させてもらいます。

委員長

今言われたことは議会としての立場からものを言っている。私は案の段階で、今日も案が出てきてたらいいと思うのですけれど、構想となっているので具合が悪いと思う。できるだけ案の段階で報告してもらおうと、そういった点で議会軽視をしないでほしいということですね。

それと聞きたいのは、土地を買っていますが、中宮寺、駒塚の場合坪当たりどれ位になりますか。もう1点この基本構想では先ほどの説明では低木と書いていましたね、たとえば住民の憩いの場として提供すると、そうすると夏なら非常に暑いと、もう少し日陰になるような木を植えてもいいのではないかと思うのですが。

町長

これから、中宮寺遺跡の関係等については3年間の1年目として2億5千万ということで用地を取得していきます。駒塚、調子丸は町としてはできるだけ史跡指定にしてほしいとご要望申し上げていましたが、なかなか奈良県はそういう史跡が多い中で、駒塚、調子丸は該当しないと文化庁からありました。町としては駒塚の関係については坪16万円、調子丸については坪14万円ということです。中宮寺につ

いては了解を得たということで交渉、手続きを追っていくという状況です。

教育長 鳥瞰図にもありますように真ん中4箇所ほど植栽の計画をいたしております。こうした高木についても計画はいたしております。

委員長 その他何かございますか。

教育長 1件報告をさせていただきたいと思います。新聞にも奈良県の方で小・中一貫校の取り組みをするということで、斑鳩町もその一貫校実施についての調査研究を15年度にやってまいりたいと考えております。これにつきましては全国的にも言われていますように、小学校1年生から6年生まで通学することによって、身体面の問題とかあるいは精神的な発達の状況等を踏まえて、果たして1年生から6年生までいいのかと言われております。また小学校の6年生と中学校1年生の教科の割り振りについてもどうなのかというようなこともいろいろ言われているわけです。そうしたことも含めながら斑鳩町として小中一貫校をどのように実施できるのか、そういう調査を15年度に実施してまいりたいと考えております。これは現在当初予算には費用的には上がっておりませんが、まず教育委員会並びに学校の先生方でメンバーを構成いたしまして、具体的にどういう課題があるのかということ洗い出しながら、どのような形で一貫校ができるのかどうか、課題とその処理対応策を実務者の中でとりまとめをさせていただきたいと考えております。状況によってはPTAの関係者の皆さん方のご意見を聞く場というのも考えております。あるいは検討委員会の中に委員として入っていただくというようなことも出てくるかというように思います。そうしたことも含めまして、4月から一貫校の取り組みについての調査をしてまいりたいと考えております。

委員長 以上、これら各課所管に関する事項についても、報告を受け了承を

したということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。

森河委員 3月7日、8日にいかるがホールの自転車置き場のガラスが割られたということがありましたので、その後の対応としてどのようにされたのか、警備方面をやっていこうという気持ちがあるのかないのかということ。それと、朝河合の方からあの自転車置き場に置いておると、そして駅まで歩いて行かれる傾向がある。そして通勤の帰りに自転車置き場を利用して乗って帰られる人がおる。ですから警備体制についてどのように取り組まれるのか聞いておきたい。

町 長 3月7日の深夜から8日にかけて、自転車置き場のガラスが割れているということで、警察に報告申し上げています。森河委員ご心配なように警備をしていくとなりますと、防犯カメラ等ございます。そういうことも検討しているわけですが、ただ全国的に治安が悪くなってきていると。河合から自転車通勤される方については朝8時半くらいまでは封鎖するそういう手だてはできますが、何れにしてもいかるがホールの関係等十分協議してできるだけの体制づくりをしていくことが大事であると思う。とりあえず15年度中にそういう方向付けをしながら何とか最善の方法を尽くしてまいりたい。

委員長 その他についてもこれをもって終ります。

以上、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

(あいさつ)

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時25分)